

半沢 一宣 様

大阪市消防局

平素は、何かと大阪市消防行政に、ご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。
います。

早速ですが、さきにお寄せいただきました件につきましてお答えいたします。

【要望1について】

車両は、消防法施行令別表第一中(20)項に該当する防火対象物ではありますが、消防法施行令第21条の規定による自動火災報知設備の設置義務はありません。

【要望2について】

「喫煙防止装置を設置すること」は、消防法令の管轄外と思料します。

なお、今回の要望事項については、鉄道営業法(明治33年法律第65号)第1条の規定に基づき規定された「鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年国土交通省令第151号)」第5節(車両の火災対策)により鉄道事業者を指導すべきものと考えます。よって管轄官庁は国土交通省になります。

今後とも、大阪市の消防行政に対しまして、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

【本件に関するご質問・お問い合わせは下記まで】

予防部消防設備指導担当 (電話番号：06-4393-6384)

〒550-8566
大阪市淀川区
東船場1-12-54
大阪市消防局

半沢 一宣 様

大阪市からの支払金は
便利・安全・簡単
な銀行口座振込で!

〒550-8566
大阪市淀川区
東船場1-12-54
大阪市消防局

大阪市ホームページアドレス <http://www.city.oseka.jp/>

